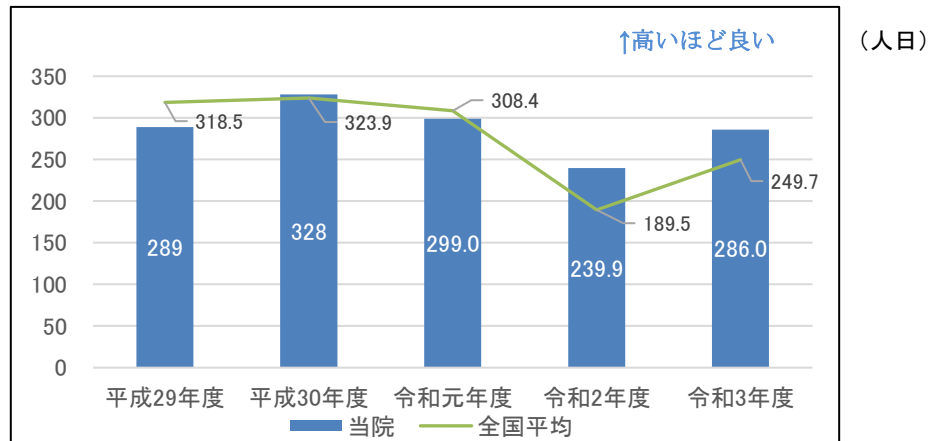


44 その他医療専門職の研修受入数(外部の医療機関などから)

○項目の解説

看護職員、薬剤師以外で国家資格を持つ医療専門職人材の研修を受け入れる体制を表現する指標です。単に受け入れ人数ではなく、延べ人数(人数×日数)とし研修に対する貢献の程度を評価します。

○当院の実績



○当院の自己点検評価

当院の診療技術部は、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士等の医療技術専門職が、質の高い高度な技術および最新技術を伝達するために、地域の医療機関に勤める医療技術者のみならず、各種学会からの要請による医療技術者を含め広く研修生を受け入れ、優秀な医療技術者の育成に力を注いでいます。その結果、受け入れ研修生数は、年度により変動はあるものの、例年多くの研修生を輩出しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により、研修受け入れを制限せざるを得ませんでした。今後も診療技術部の技術職員が、各々の診療部門で日常業務の効率的な運用をはかることで研修生の受け入れを行い、大学病院の使命として診療・教育・研究業務を発展させていきたいと考えています。

○定義

当該年度1年間の外部の医療機関などからの研修受け入れ延べ人日(人数×日数)です。

外部の医療機関とは他の病院、外国、行政機関、個人とします。

その他医療専門職とは看護職員、薬剤師以外で国家資格の医療専門職(※)を指します。

(※)参考URL:http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/

研修前の事前学習にあたる E-learning は含みません。

○算式

人日(人数×日数)